

令和2年度 甲賀市防災会議 議事録

開催日時：令和3年2月22日（月）

10時30分～12時00分

開催場所：甲賀市まちづくり活動センター

「まる一む」 2階多目的室

1. 議題

(1) 甲賀市地域防災計画の修正について

2. 報告事項

(1) 令和2年度 災害時応援協定の追加

(2) 消防団による土砂災害警戒巡視の報告

3. 出席者

出席者 40名（内、WEB参加6名、市職員16名はサテライト会場にて参加）

欠席者 7名

会長 甲賀市長 岩永 裕貴

※議事の進行は、甲賀市防災会議条例第3条3項の規定により会長が行う。

4. 傍聴者数

1名 ※報道機関なし

5. 会議資料

(名簿) 甲賀市防災会議委員名簿

(資料1) 令和2年度甲賀市地域防災計画修正の概要について

(資料2) 甲賀市地域防災計画 新旧対照表

【コロナウイルス等の感染症予防を前提とする防災対策】

(資料3) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

(資料3-1) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（案）

(資料4) 指定緊急避難場所の見直しの概要

(資料4-1) 避難場所の見直しについて

(資料4-2) 指定緊急避難場所から自主避難場所への見直し一覧表

(資料5) 避難確保計画対象施設の見直しの概要

(資料5-1) 土砂災害警戒区域内にある災害時要配慮者関連施設

(資料6) 甲賀市災害時受援計画（素案）

(その他) 令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

6. 議事の結果概要

●議事：(1) 甲賀市地域防災計画の修正について

○事務局から以下の説明を行った。

- ・(資料2)に基づき、新型コロナウイルス感染症等の感染予防を前提とする防災対策の反映について説明

○委員から以下の質疑を賜った。

(以下、質：委員からの質疑、意：委員からの意見、回：事務局回答)

質) 5頁の避難場所の定員について地域防災計画(以下、計画)具体的な記載はあるのか。

回) 計画の資料編の後段において、避難所及び避難場所の一覧表を添付しており、屋内2㎡、屋外1㎡とした形で記載がある。これを新型コロナウイルス感染拡大防止のため2㎡を4㎡に変更する形で運用するものである。

※結論：事務局原案のとおり承認

○事務局から以下の説明を行った。

- ・(資料3)及び(資料3-1)に基づき、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の追加について説明

○委員から以下の質疑を賜った。

質) 地域において空き家が多く見受けられるが、災害時に倒壊の危険性があると思う。これの対策については記載はあるのか。

回) 計画上に記載があるか確認しきれないところ。ご指摘いただいたような対策について記載がなければ、喫緊の課題であることから記載の必要性について検討の上、対応することとしたい。

質) 南海トラフ地震の際は海岸沿いに大きな被害が予想されているが、当地域も高速道路等が集中しているところであり、重要な地域となると思われる。被災地に対してどういう立場で対応をするのか、姿勢を明確にする必要があるのではないか。

回) 本会議の後段で説明する甲賀市災害時受援計画(素案)において他機関からの受援を生かし、対応を行う旨を明確としていることから、これにより対応

を行うという方向性を出している。

質) 先ほどの質問に関連して、緊急輸送道路の経路確保についても明記されているのか、考え方について補足説明願いたい。

回) 緊急輸送道路については、計画において第1次・第2次についての記載がされているところ。瓦礫の除去等の災害時のメンテナンスにおいては各道路管理者が対応する旨が明記されている。緊急輸送についての災害時の重要性は明らかであるので、今後も必要があれば随時改訂を行いたい。

質) 野洲川ダムが地震により被災した場合の記述はあるのか。

回) ダムによる水害低減の記述はある。総論的な意味で公共施設の耐震化を進めるといふ記載はあるものの、ダムについて具体的に記載しているわけではない。

意) 野洲川ダムは市内で最も大きく、貯水量も多いことから今後検討いただければありがたい。

議長) 個別の施設について、どこまで記載をするかということもあるが、市民生活に影響の大きい施設については個別に記載すること検討する必要があるかと思う。

※結論：事務局原案のとおり承認

○事務局から以下の説明を行った。

- ・(資料4)、(資料4-1)及び(資料4-2)に基づき、指定緊急避難場所の見直しについて説明

○委員から以下の質疑を賜った。

質) 見直し後の計画を市民へどう周知徹底するのか。また、多羅尾地区は見直し後は「なし」となっているが地域の方々は了解されているのか。昭和28年に大きな土砂災害が起きていることから、「なし」では対策が疎かであるという風に捉えられないか。

回) 避難場所・避難所 平成27年の際も周知に時間を要したことから、出前講座などの機会を活用しながら区・自治会様を通じて確実に周知を図りたい。また、令和3年度において防災マップの見直しを考えているので、これにつ

いても新たな避難場所等をお示しして防災マップを作成・配布する予定。

2点目の多羅尾地区については、多羅尾地域市民センターが避難場所となっているが、地区固有の取り組みが進んでおり、組ごとに避難場所を決めている状況にある。避難所は多羅尾小学校となる。このことについては区長様から区内で情報共有がなされていると伺っているところ。

- 意・質) ①防災マップの更新頻度は3年に1度か。例年災害があるので毎年更新すべきではないか。
- ②町別ではなく、さらに細分化してそれぞれの地域特性に応じた災害について記載すべきではないか。
- ③避難場所の開設について、早めに開設できるように計画すべきではないか。
- ④自主避難場所の新型コロナウイルス感染防止対策はどうなっているのか。

- 回) ①概ね5年ごとになる。この周期は、滋賀県が告示する土砂災害警戒区域(ア)や滋賀県流域治水条例により定められる地先の安全度マップ(イ)を掲載していることによるもの。(ア)については、平成30年度末に調査が一旦完了しているところであり今後は新たな危険個所が見つからなければ増えない。(イ)については、5年に1回の見直しを行っているところである。市の防災マップはこれらを準用して更新をするという方針を持っている。
- ②次年度の更新の際は、もう少し地域を細分化する方向で検討している。縮尺は未定だが、個人の自宅が判別でき、個別具体的な避難経路が確認できるように検討している。
- ③警戒レベルと避難場所の運用の関係について、今回新たに明記している早期開設の避難場所については、警戒レベル3より前の時点で開設をする想定。

- 回) ④ソーシャルディスタンスを確保しながら対策ができるように、パーティション等の資機材を調達したり、避難場所の運営訓練を行ってきたところ。

議長) 新型コロナウイルス感染対策については、かねてから補正予算により資機材の調達する等の対応をしてきたところであり、今後も十分な対策を行ってきたい。

※結論：事務局原案のとおり承認

○事務局から以下の説明を行った。

- ・(資料5)及び(資料5-1)に基づき、避難確保計画対象施設の見直しについて説明

○委員から以下の質疑を賜った。

質) 信楽町には障がい者のグループホームが20箇所ほどあり、住民と一緒に生活をされている。こういった施設は対象にならないのか。

回) グループホームについて浦白荘は載っているところ。過不足あるか精査した上で、修正を検討したい。

議長) そのことに関連して、防災マップへの記載も必要かと思うがどうか。

回) 防災マップへの記載をする方向である。当然、危険区域の中にある施設として避難確保計画対象施設となる。

※結論：事務局原案のとおり承認

○事務局から以下の説明を行った。

- ・(資料6)に基づき、受援計画の位置づけについて説明

○委員から以下の質疑を賜った。

意) 受援担当について、統括・人員・物資が横並びで記載されているが、統括が上に来てとりまとめる方が良いのではないか。

回) お伺いしたご意見により修正を検討する。

議長) 渡辺先生は熊本地震での災害派遣活動の経験がおありと思われるが、知見について共有いただけますか。

意) 滋賀県庁と連絡する際は3つも窓口があり、どこに連絡すべきか迷うことがあったので窓口は一元化した方がよいと思った次第である。

※結論：事務局原案のとおり承認

○事務局から以下の説明を行った。

- ・修正項目一覧表について説明

○委員からの質疑なし

※結論：事務局原案のとおり承認

7. 報告事項

(1) 令和2年度 災害時応援協定の追加について 資料1 (担当課長から報告)

(2) 消防団による土砂災害警戒巡視の報告 資料1 (担当課長から報告)